

第5回水中遺跡調査検討委員会概要

日程：平成26年7月14日（月） 13:30～17:00

会場：九州国立博物館研修室

1. 開催日 平成26年7月14日（月） 13:30～17:00
2. 会場 九州国立博物館研修室（福岡県太宰府市）
3. 出席者 委員 西谷委員（委員長）、赤司委員、池田委員、今津委員、
木下委員、木村委員、高妻委員、坂井委員、土屋委員、
林田委員、御堂島委員
オブザーバー 寺田文化財係長（長崎県教育庁学芸文化課）
片多文化財保護主事（長崎県立埋蔵文化財センター）
中田文化財課長（松浦市教育委員会）
内野課長補佐（松浦市教育委員会）
小澤文化財係長（松浦市教育委員会）
文化庁 土田専門官、禰宜田主任文化財調査官、水ノ江調査官
4. 議 事

【西谷委員長】

- ・開会に先立ち、公開の説明。

【九州国立博物館・三輪館長挨拶】

【文化庁記念物課・土田専門官挨拶】

【事務局より配付資料などの説明】

- ・委員会欠席者は、小野委員と佐藤委員であることを確認。
- ・福岡県の伊崎委員は人事異動により赤司委員がその後任になったことを報告。
- ・今回はマーティン氏との意見交換を充実させるため、当初予定されていた九州国立博物館による「てつはう」などの史跡鷹島神崎遺跡出土遺物の保存処理の視察は次回に延期することを確認。

【第4回水中遺跡調査検討委員会（3/14）議事概要説明（資料2）】

- ・ヴィッキー・リチャーズ（西オーストラリア博物館保存処理課）

「原位置保存処理－水中文化遺産管理への段階的アプローチの適用」

- ・ ジャーミー・グリーン（西オーストラリア博物館海事考古学課）

「アジアにおける西オーストラリア博物館の活動」

- ・ 水ノ江文化財調査官「平成 25 年度委託事業の概要」

水ノ江調査官の報告

《平成 26 年度 鹿児島県宇検村所在「倉木崎遺跡」における各種実験の視察について》

- ・ 10 月 17 日から 29 日まで鹿児島県宇検村（奄美大島）の倉木崎遺跡において、水中探査を中心とした各種実験を行い、その様子を委員の皆さんにご視察いただき、今後の検討の材料にさせていただく。10 月 18～20 日と 25～27 日の二つの候補日がある。今後、アンケートを取って、参加可能者が多い日程に決定する。
- ・ 赤司委員より、各種探査実験が予定される倉木崎遺跡の説明。遺跡は水深 3m 程度の透明度の高い 300×100m の範囲に広がる。以前、青山学院大学の協力を得て発掘調査を行い、13 世紀後半から 14 世紀前半の陶磁器を中心に 2300 点が採取されている。各種探査実験を行うとともに、超高精細映像（8K）によって臨場感のある水中遺跡の実態を記録して広く活用することを予定している。
- ・ 木村委員より、各種探査実験について具体的な説明。リモート・センシング・サーベイ（水中機器探査）は水中遺跡の範囲の特定を行う。水中金属探知は金属の沈没船の確認。サイドスキャンソナーは音波によって海底面の映像化を行う。磁気探査は陶磁器以外の遺物、釘などの鉄製品の確認を行う。これらを駆使して、日本の水中遺跡では、どのような環境でどのような探査方法が効果的か探りたい。

《質疑応答》（○：質問 ●：回答）

【池田委員】

- 青山学院大学の調査実績を上手く利用すべき。調査区を確認して、その追加調査とすべき。干潮時はかなり浅くなるので、曳航型の探査装置は適さない。船体固定型の探査装置を使うべき。最初に地層断面図を作り、情報を収集してから磁気探査など行うべき。
- 青山学院大学の調査実績は利用したい。それと、湾の深いところで礎石が引き上げられているので、その辺も探ってみたい。曳航では機器を海中に沈めずに、ブイを付けて浮かすことも考えている（木村委員）。

【土屋委員】

- サイドスキャンソナーは浅すぎて使えないのでは。それから、サブボトムプロファイラーは浅くても大丈夫。磁気探査は有望だろう。
- ご指摘の通りサイドスキャンソナーは海峡部では浅くて使えそうにない。湾の奥や東シナ海側で使いたい（木村委員）。

【木下委員】

○湾の入り口は潮の流れが急で危険ではないか。

- 潮の流れは時期や時間帯によって異なるが、事前に調べたうえで、日本の水中考古学で行われてきた安全管理のスタンダードを遵守したい（木村委員）。

【西谷委員長】

○以前の青山学院大学の関係者に立ち会っていただくことは可能か。

- 青山学院大学の清水教授と相談しながら進めている（今津委員）。
- 宇検村および宇検村教育員会からは協力いただくことになっている。地元の漁協とも調整を行っている（赤司委員）。

赤司委員から展示報告

《九州国立博物館の展示室に移動して、平成 25 年度の九州国立博物館への委託事業の一つである展示手法の検討報告》

- ・「てつはう」を展示しながら、海底の雰囲気醸し出す工夫を行った。
- ・特注の液晶ケースを作り、「てつはう」の説明を行うとともに、蒙古襲来絵詞の場面を組み込んで視覚的な説明を行った。
- ・映像は 3 分で、日本語・英語・中国語・韓国語の 4 通り。

マーティン・レナ・マンダース氏の報告

題名：「オランダにおける水中遺跡の保護の取り組み」

所属：オランダ政府海事プログラム局長

- ・ユネスコでは沈没船は世界で 300 万隻と言っている。オランダでは、オランダ以外の国、海域にオランダの沈没船が約 400 隻あるとされている。オランダの領海内では分布調査などで 50,000 件の異常反応のポイントが確認されている。
- ・オランダは海事国家、海洋国家。海と人の関わりは深く、生活の一部。オランダでは堤防をすべて外すと国土の 2/3 が海に沈んでしまう。海拔-15m の場所もある。
- ・オランダは東インド会社などが有名で、古くから世界と繋がっていた。したがって、現在でも、水中文化遺産を上手くマネジメントするプログラムが作られてきた。
- ・スウェーデンの水深 150m で見つかったオランダのゴーストシップ号の画像。
- ・1648 年にポルトガルとの海戦でブラジル沖に沈められたユトレヒト号の画像。この船はオランダとブラジルの共有の歴史で、ヤマフネコウタロウという日本の留学生在が 3D 映像を作製した。
- ・オランダと日本の交流の歴史は古く、両国の様々な情報を見ることでその歴史的意

義が明らかになる。

- オランダの海事考古学は、1985年に政府機関として初めて海事考古学の部門が設置され、民間からの要請により1988年に、12海里内の水中遺産の取扱いについての法改正が契機となって発達した。
- 背景には、1980年代の2隻の沈没船の引き揚げがあったが、一方で、世界各地でオランダの沈没船が引き揚げられ、遺物が売られて社会問題になった。政府も2007年まで、トレジャーハンター会社に引き揚げと売買の許可を与えていて問題になった。
- オランダの教育文化科学省では、科学、地方考古学、博物館、海事プログラムなどを統括。
- 2007年の法改正はマルタで行われたバレッタ会議の条約に基づくもので、保護の対象は24海里まで拡大した。発見後の報告の方法、水中での発掘の許可なども規定。工事で水中遺跡に影響を及ぼす場合の発掘調査は、原因者負担として工事会社が費用を負担することも明確にした。
- これと同時に、地方分権型の海事考古学に形を変えていき、国でやることは科学的なこと、施策、情報の共有化の3点に絞った。そして、他分野、他機関との協力を強め、文化遺産に係わる産業との連携を深めた。さらに、組織や人材を少しずつ分散や統合を繰り返し、最終的には陸上の考古学の取り組みの中に水中の取り組みを入れることにした。
- 海事考古学は教育文化科学省だけの問題ではなく、他の政府機関はもちろん、民間や一般のダイバーまでにその重要性を伝えないとちゃんと取り組めない。
- オランダでは海事考古学の地方分権化が進んでいるが、スタンダードは政府が作り、海外の沈没船の保護や国民への重要性の周知は国の役割となっている。
- 50,000件ある水中遺跡のデータすべてが、本当に遺跡かどうかわからない。そこで、歴史地図の検討、文献資料の検討、地質の検討、砂や海流の動きの検討などから、水中遺跡の有無を絞り出していく。有無が明らかになると次に、それぞれの重要度を検討していく。このデータに基づき、地方自治体がそれぞれの方法で保護を行っていく。
- 水中考古学にはキャパシティビルディング（能力の強化と向上）が必要。ライデン大学とサイエンスサクシオン大学と協力して、水中発掘調査のフィールドスクールを開催している。海事考古学者だけでなくダイバーも対象としている。
- ユネスコと協力して、インドネシア、タイ、スリランカなどでもトレーニングを実施したり、GISデータベースの作成も行って誰でも閲覧できるようにしている。
- 水中文化遺産のマネジメントプランも策定し、その中には長期のモニタリングも含まれており、ジャマイカ、タイ、ロシア、デンマークと国際プロジェクトを展開中。

- ・日本とは 2013～2016 年に文化交流事業を行っている。文献資料では、日本の海域に 16 隻のオランダ船が沈んでいることになっている。うち 13 隻が日本に行く途中のもの。リーフデ号を含めてまだ 1 隻も見つかっていない。オランダには日本のコレクションがあり、日本にはオランダのことを展示した博物館がいくつもある。交流の下地はできており、今後、交流を深めて共同、協力できればと思う。
- ・ロッテルダムそばの沈没船ではシルトの堆積が著しく、放っておくと完全に埋まってしまう。もともと海だったところで、いまは湖にしている。最近、海水を入れることで透明度が高くなり人気のダイビングスポットになった。
- ・海水と同時にフナクイムシも入ってきて問題になっている。その被害状況を確認するため、デジカメで写真実測によるモニタリングを行っている。国が現状を確認しながらアドバイスして、地方自治体が保存の対策を講じる。
- ・オランダの海域はシルトの堆積が著しく、そのため現地保存の研究が盛ん。国が任意団体と共同で研究を行う場合もある。
- ・オランダは今年中に、ユネスコの水中遺産条約を批准する可能性がある。国の様々な機関に対して、仮にこの条約を批准したらどうなるか照会したところ、だいたいどの機関も大丈夫という回答が集まっている。
- ・オランダが批准すると、世界各地にある自国の沈没船の保護に有効であるだけでなく、ユネスコの条約改正に関われる権利が与えられることにもなる。
- ・国内法との突き合わせも終わり、予算措置も終わり、あとは政府機関との突き合わせやどういう法律を作るかという最終段階に入っている。
- ・ご静聴ありがとうございました。

《質疑応答》（○：質問 ●：回答）

【木村委員】

○オランダ船籍の船が国外で沈んでいる場合の所有権は、オランダはどう考えるか。

- 東インド会社、西インド会社、軍船に関しては所有権を主張している。両会社は民間だが、倒産したときに株を国が保有したため実質的に国有となったため。所有権を主張すると言っても形式上の主張で、歴史的な情報の抽出や共同調査を行う時の根拠とするためである。また、他国のトレジャーハンター対策のための主張でもある。

【今津委員】

○オランダの水中文化遺産に関する組織と人数について教えてほしい。

- オランダ政府には 12 名の水中文化遺産に係わる専門職員がいるが、このうち 8 名は嘱託で正規職員は 4 名。地方自治体ではアムステルダムだけに 1 名いる。
- オランダはいま経済が良くなく定数不足。地方では遺跡対応の担当者が別の仕事と兼ねている状況で、水中遺跡についてはさらに厳しい状況。人材不足は深刻な問題。

- オランダでは遺跡の発掘調査は、地方自治体が発掘会社に委託して行っていて、水中遺跡の発掘調査をできる会社は4社しかない。政府の組織が大きくなると地方自治体が何もしなくなるので、そのバランスが難しい。

【土田文化庁専門官】

- 地方自治体には発掘調査基準があるのか。国の発掘基準はあるのか。
- 発掘調査を行うすべての人が従わなければならない基準は国にある。ただしこれは最低基準で、もっとレベルの高い発掘調査を行わないといけない。そこで、目標を掲げて、それに近づくようにと示している。
- 民間発掘会社には資格があるのか。地方自治体の基準はあるのか。
- 地方自治体にも基準はあり、遺跡の保護の決定権は地方自治体になるが、政府が発言して保護することもできる。発掘調査の資格はなく、基準を守れば誰でも発掘調査できるようになっている。これはオランダでも問題になっている。

【木下委員】

- オランダ政府海事プログラム局の上部組織は。
- 教育文化科学省。オランダ政府海事プログラム局はその直属の機関である。
- 保護を目的とした調査のプランニングは、政府で決めるのか。
- 保護を目的とする場合は政府で決めるが、開発事業の場合は、その遺跡の重要性を開発事業者と相談して、どのような発掘調査にするかを踏まえたうえで発掘調査費用を出してもらっている。
- オランダでは遺跡の保護の対応は、水中も陸上も同じか。
- 基本的に同じ。史跡指定も地方指定もあれば、国指定もある。

【高妻委員】

- 予算について、国が負担する場合と、地方自治体が負担する場合と、どういう仕組みになっているのか。
- 教育文化科学省から25%出たり、経済庁から出たり、EUから出たりする場合もある。開発事業がある場合はその事業者が100%負担する。現状保存するほうが安いと考えていたが、実際には逆であるため、発掘調査で記録保存するケースが増えている。
- 法律があるため、発掘調査に費用を出すことは認知されている。むしろ、地方自治体の事業で発掘調査が生じたときの費用負担が厳しくなっている。
- 原因者負担に当たらないケースと、マルタ会議に該当しない場合など、地方自治体が負担することになるが、地方自治体は予算措置が厳しい場合がある（木村委員補足）。

【事務局より次回検討会の案内】

以上